

# キョウボウザイ クイズ(中級編)

(「共謀罪ってなんだ?」: <http://kyobo.syuriken.jp/> より)

問1	共謀罪は、テロや麻薬取引、人身売買など国際的な組織犯罪を未然に防ぐことを目的とするので、国際的な組織犯罪以外を対象にならない。	・はい ・いいえ	解説1	共謀罪の新設理由とされる「国際組織犯罪防止条約」は国際的(越境的)な犯罪の捜査協力を促すものですが、共謀罪法案では犯罪の要件として、越境性(国際性)は求めています。そのため、国際的犯罪とは無関係の何百もの犯罪が対象となります。
問2	共謀罪は凶悪な重大犯罪だけが対象となる。	・はい ・いいえ	解説2	共謀罪は、罰として死刑や長い懲役が科せられる重大犯罪だけでなく、「長期4年(=刑の上限が4年)の懲役または禁錮」が定められているものまでが対象です。これにあたる罪は600以上もあります。「選挙ポスターへの落書き」「自転車泥棒」「相続税逃れ」「万引き」なども含まれます。凶悪な重大犯罪だけとはいえません。
問3	共謀罪を新設する理由の基とされる国際条約は、国内法の基本原則を崩してでも各国が条約の求めている文面を履行することを求めている。	・はい ・いいえ	解説3	条約は、各国が立法にあたって、条約の趣旨を損なわないかぎり、国内法の原則にしたがうことを認めています(第34条1項)。ですから、国内法の原則に矛盾するような規定については、留保をしたり、独自の解釈を行うことができます。
問4	日本政府は最初、共謀罪導入に反対していた。	・はい ・いいえ	解説4	条約を審議する国際会議で、日本政府は最初「すべての重大犯罪の共謀または予備の諸行為を犯罪化することは、我が法制度に首尾一貫しない」と述べていました。
問5	共謀罪で対象となる「団体」は、「犯罪組織」に限られる。	・はい ・いいえ	解説5	共謀罪の新設理由とされる国際条約では、団体は犯罪組織に限られているのに、共謀罪法案には「団体」を犯罪組織に限る規定はありません。会社や労働組合、宗教団体、市民のサークルなども、対象となる可能性が残っています。
問6	居酒屋で「嫌いな政治家を殴ってケガさせよう」と意気投合したくらいでは、共謀罪は成立しない。	・はい ・いいえ	解説6	たまたま居合わせた客同士なら団体ではありませんから共謀罪にはならないでしょう。しかし、サークルの仲間や会社の友人は団体に属していますから、傷害の共謀罪が成立するおそれがあります。
問7	犯罪を準備・実行するより、共謀しただけのほうが罪が重くなる場合がある。	・はい ・いいえ	解説7	たとえば強盗の場合、具体的な準備をしても、強盗予備罪として最高2年までの懲役(刑法237条)なのに、準備もせず合意しただけで、強盗の共謀罪として最高5年の懲役になります。
問8	共謀に加わっても、自首すれば罪に問われずに済む。	・はい ・いいえ	解説8	自首すれば罪に問われないという規定があります。これは密告を奨励していると解釈できる規定です。ちなみに自首は、警察がまだ気づいていないときに犯人みずから申し出ることですから、救済されるのは、最初のひとりだけです。
問9	話し合いをしていったん「やる」という合意が成立してしまったら、最終的に「やらない」と決めても共謀罪は成立する。	・はい ・いいえ	解説9	合意が成立した時点で共謀罪は成立してしまいます。最後の相談で「やらない」と決めたとしても、共謀罪は成立すると、政府は答弁しています。
問10	共謀罪の具体的な運用方法・濫用防止策はすでに規定ができています。	・はい ・いいえ	解説10	「共謀罪法案」には、運用方法の具体的な明確な基準がありません。これでは拡大解釈や濫用を防げないのではないかと懸念があります。

解答 ⇒ 問1 いいえ 問2 いいえ 問3 いいえ 問4 はい 問5 いいえ  
問6 いいえ 問7 はい 問8 はい 問9 はい 問10 いいえ